第13回尼崎市議会臨時会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種別	専決処分 報 告	予算	<u>≓</u> †
件数	1	1	2

(2) 議案の名称

<専決処分報告>

報告第 1号 専決処分について(尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)

<予算>

議案第52号 令和5年度尼崎市一般会計補正予算(第2号)

第13回尼崎市議会臨時会

議案説明資料

<令和5年5月臨時会>

種	別	専決処分報告	番号	報告第1号	所 管	給与課、消防局企画管理課
件	名			新市職員の特殊勤務 する条例の一部を改		引する条例及び尼崎市消防職 条例)

内容

1 専決理由

新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置付けが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更された。また、この変更に合わせて、同日に国家公務員における新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当が廃止されることになった。

国の取扱いを踏まえて、本市職員においても当分の間、特例として設けている新型コロナウイルス感染症防疫等業務手当等を令和5年5月8日に廃止するため、条例改正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもの。

- 2 専決処分日令和5年5月7日
- 3 専決内容
 - (1) 尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正 新型コロナウイルス感染症防疫等業務手当を廃止する。
 - (2) 尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の改正 新型コロナウイルス感染症に係る危険業務手当を廃止する。
- 4 施行期日 令和5年5月8日

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例(第1条関係)

改正後	現行				
付 則	付 則				
	(施行期日)				
この条例は、平成18年4月1日から施行す	1 この条例は、平成18年4月1日から施行				
る。	する。				
	(手当の特例)				
2 削除	2 当分の間、手当の支給については、第6条				
	ただし書中「、第8項及び第9項」とあるの				
	は「及び第8項から第10項まで」と、別表				
	<u>中「</u>				
	9 年 12月29日から 日 3,00				
	末年 翌年の1月3日ま 0円				
	始特 での間における業				
	別業 務のうち、市規則				
	務手 で定める業務				
	<u>当</u>				
	<u>」とあるのは「</u>				
	9 年 12月29日から 日 3,00				
	<u>末年</u> 翌年の1月3日ま <u>0円</u>				
	<u>始特</u> での間における業				
	別業 務のうち、市規則				
	務手 で定める業務				
	<u>当</u>				
	10 新型コロナウイル 日 3,00				
	新型 ス感染症(病原体 0円(患				
	<u>コロ</u> がベータコロナウ <u></u> 者等の身				
	<u>ナウ</u> <u>イルス属のコロナ</u> <u>体に接触</u>				
	イル ウイルス(令和2) して行う				
	ス感 年1月に、中華人 業務、患				
	染症 民共和国から世界 者等に長				
	防疫 保健機関に対し 時間にわ				
	等業 て、人に伝染する たり接し				
	務手 能力を有すること て行う業				
	<u>当</u> <u>が新たに報告され</u> <u> 務その他</u>				
	たものに限る。)で 心身に著				
	<u>ある感染症をい</u> <u>しい負担</u>				
	<u>う。以下同じ。) の</u> <u>を及ぼす</u>				
	<u>患者又は新型コロ</u> <u>業務とし</u>				
	ナウイルス感染症 て市長が				

にかかっていると 指定する
疑われる者(以下) 業務に従
「患者等」とい 事した場
<u>う。)に対する検査</u> <u>合にあっ</u>
<u>を行う施設その他</u> <u>ては、4</u> ,
<u>新型コロナウイル</u> <u>0 0 0</u>
ス感染症に感染す 円)
<u>るおそれが高い場</u>
所として市長が指
定する場所におけ
<u>る新型コロナウイ</u>
ルス感染症から市
民の生命及び健康
を保護するために
緊急に行われる措
置に係る業務で市
長が指定するもの
」として、これらの規定を適用する。

尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例(第2条関係)

ひ上崎川内的戦長の行外動物子当に関する条例(身 改正後	現行				
付則	付 則				
/	_(施行期日)_				
この条例は、平成18年4月1日から施行す	 <u>1</u> この条例は、平成18年4月1日から施行				
3.	する。				
	(手当の特例)				
2 削除	2 当分の間、手当の支給については、別表中				
	1				
	8 年 12月29日か 日 3,00				
	<u>末年 ら翌年の1月3</u> <u>0円</u>				
	始特 日までの間にお				
	<u>別業</u> ける業務のうち、				
	務手 消防長が別に定				
	当める業務				
	摘要 第7項支給額の欄に掲げる級の区分				
	は、尼崎市消防局職員車両担当に関する				
	規程(昭和37年尼崎市消防局訓令乙第				
	4号)別表第2に掲げる等級の区分によ				
	<u> 3.</u>				
	<u>」とあるのは、「</u>				
	8 年 12月29日か 日 3,00				
	末年 ら翌年の1月3 0円				
	<u> 始特</u> 日までの間にお				
	<u>別業</u> ける業務のうち、				
	務手 消防長が別に定				
	当める業務				
	9 新 新型コロナウイ 日 3,00				
	型コ ルス感染症(病 0円(患 サヤの				
	ロナ 原体がベータコ 者等の ウイ ロナウイルス属 身体に				
	<u>ウイ ロナウイルス属</u> <u>身 体 に</u> <u>ルス のコロナウイル</u> 接 触 し				
	<u>ルス </u>				
	<u>窓架 ハ () 和 2 中 1 (カ カ </u> <u> </u>				
	<u>※に みに、十事八氏 未傷、恋 </u> <u>条傷、恋 </u>				
	業務 て、人に伝染す にわた				
	手当 る能力を有する り接し				
	<u>ことが新たに報</u>				
	<u>告されたものに</u> 業務 そ				

T					
	限る。) である感	の他心			
	<u>染症をいう。以</u>	身に著			
	下同じ。) の患者	<u>しい負</u>			
	又は新型コロナ	担 を 及			
	ウイルス感染症	ぼ す 業			
	<u>にかかっている</u>	務 と し			
	<u>と疑われる者(以</u>	て 消 防			
	下「患者等」とい	長 が 指			
	<u>う。)に係る救急</u>	定 す る			
	業務その他の新	業務に			
	型コロナウイル	従事し			
	ス感染症に感染	た場合			
	<u>するおそれが高</u>	にあっ			
	<u>い業務で消防長</u>	ては、			
	が指定するもの	4,00			
		0円)			
	摘要 第7項支給額の欄に掲げる級の区分 は、尼崎市消防局職員車両担当に関する 規程(昭和37年尼崎市消防局訓令乙第				
	4号) 別表第2に掲げる等級の区分によ る。				
	」として、これらの規定を適	 用する。			

<令和5年5月臨時会>

種	別	予算	番	号	議案第52号	所	管	各事業所管課
件	名	令和5年度尼峪	奇市一	一般多	会計補正予算(第 2	2号)		

1 補正予算の内容

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面し、影響を受ける世帯に対する支援として、住民税非課税世帯に対して電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を給付するほか、低所得の子育て世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給することに伴い補正を行う。

容

各事業の概要は別紙のとおり。

2 補正予算の規模

(単位:千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額	
211, 697, 916	3, 321, 412	215, 019, 328	

内

3 歳入歳出補正予算額

(単位:千円)

歳	入	歳	出
款	補正予算額	款	補正予算額
国庫支出金	3, 321, 412	民生費	3, 321, 412
合 計	3, 321, 412	合 計	3, 321, 412

補正予算の内容

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付関係事業費

2.597,412千円

住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付する。

対象者:令和5年6月1日に本市の住民基本台帳に記載されている世帯のうち、世帯

全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

給付額:1世帯当たり3万円

(2)子育て世帯生活支援特別給付関係事業費

724,000 千円

低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を支給する。

対象児童:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(特別児童扶養手当対象児童の場合は20歳未満)

対象者:① 児童扶養手当受給者等

・令和5年3月分の児童扶養手当受給者

・直近の収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となった者

② ①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯

・令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金を受給した世帯

・直近の収入が住民税均等割非課税相当となった世帯

支給額:児童1人当たり5万円

費目別事業概要

民生費 3,321,412 千円

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付関係事業費

2,597,412 千円

住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付する。

子育て世帯生活支援特別給付関係事業費

724,000 千円

低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を支給する。